

スマートフォンにご注意！



娘（5歳）を寝かせるため、スマホで動画を見せていた。別室で家事をしていたところ、娘が何か話しているの、驚いて行ってみると、アダルトサイトの請求画面が表示されていた。スマホの画面に表示された広告をクリックしたらしい。請求画面には「1年で30万円」とあり、退会しようと電話やメールをしてしまった。伝わった個人情報に心配だ。

ひとこと助言

- スマートフォンやタブレット端末の利用は、10歳未満の低年齢層にも広がっています。
- 子どもは大人が想像する以上に簡単に操作してしまうことがあります。子どもが利用する場合は、必ず大人が付き添うようにしましょう。
- アダルトサイトの請求画面が出て、あわててお金を支払ったり、相手に連絡したりしないでください。不安な場合は、消費生活センターにご相談ください。



見守るくん

総合消費料金に関する 訴訟最終告知のお知らせ

この度、ご通知致しましたのは、貴方の利用されていた契約会社、ないしは運営会社側から契約不履行による民事訴訟として、訴状が提出されました事をご通知致します。管理番号(わ)251 裁判取り下げ最終期日を経て訴訟を開始させていただきます。尚、ご連絡なき場合、原告側の主張が全面的に受理され、執行官立ち合いの元、給料差し押さえ及び、動産、不動産物の差し押さえを強制的に履行させていただきますので裁判所執行官による執行証書の交付を承諾していただくようお願い致します。

裁判取り下げなどのご相談に関しましては当局にて受け賜っておりますので、職員までお問合せ下さい。

尚、書面での通達となりますのでプライバシー保護の為、ご本人様からご連絡いただきますようお願い申し上げます。

※取り下げ最終期日 平成29年

法務省管轄支局 民事訴訟管理センター
東京都千代田区霞が関3丁目
取り下げ等のお問合せ窓口 03-5962-
受付時間 9:00～20:00(日、祝日除く)

こんなハガキは無視してください

実際に市民の方に届いた詐欺ハガキです。消費者に過去に利用した業者への未払いがあると思わせ、「裁判所に訴状が提出された」「給与などを差し押さえる」などと脅して、弁護士を名乗る者を紹介し、お金を支払うことを要求する手口です。

ハガキが届いても、記載されている電話番号には絶対に連絡しないで、無視してください。

●「おかしいなあ」、「困った」ときは、迷わずご相談ください。

| | | |
|-------------|----------------------|--------------------|
| 村上市消費生活センター | ☎53-2111 (内線287、290) | FAX 53-2541 |
| 荒川支所地域振興課 | ☎62-3103 | 朝日支所地域振興課 ☎72-6885 |
| 神林支所地域振興課 | ☎66-6112 | 山北支所地域振興課 ☎77-3112 |
| 消費者ホットライン | ☎188 (イヤヤ) | |